

(2021年4月1日施行)

学校法人ソニー学園 役員報酬等規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人ソニー学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第34条の三に基づき、役員に対する報酬等について規定する。

(定義)

第2条 この規則の用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「役員」とは、本学園の理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤役員」とは、役員のうち、本学園を主たる勤務地とし、1週間に1日以上その職務を遂行する者をいう。
- (3) 「常勤理事」とは、湘北短期大学（以下「大学」という。）の教育職員又は事務職員（以下「教職員」という。）を兼務する理事をいう。常勤理事は常勤役員とする。
- (4) 「非常勤役員」とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(理事の役員報酬)

第3条 常勤理事に対する役員報酬は月額で定めるものとし、別表1に定める金額を給与規程に基づく毎月の給与とともに支給する。ただし、月の途中で役員に就任又は退任した場合において、在任期間が当該月の15日間に満たないときは、役員報酬を半額とする。なお、当該役員報酬は、期末勤勉手当等諸手当の算出対象とはしない。

- 2 非常勤役員である理事に対する役員報酬は、理事会への出席1回について別表2に定める金額とする。ただし、書面による出席の場合、役員報酬は支給しない。また、理事会出席のための交通費は当該役員報酬に含むものとする。
- 3 前項の場合、役員報酬は、理事会の当日、役員報酬額から源泉徴収後の金額を現金で支払うものとする。

(監事の役員報酬)

第4条 常勤役員である監事（以下「常勤監事」という。）に対する役員報酬は年俸で定めるものとし、一名につき720万円を上限額として理事会において決定する。この場合において、在任期間が1年に満たない場合における年俸の額は、1年度として決定される年俸の額を基準とし当該在任期間に応じて決定する。なお、交通費については通勤手当規程及び旅費規程（旅費規程別表1の区分は常勤理事を適用する。）を準用する。

- 2 常勤監事に対する役員報酬は、年俸の12分の1の額を毎月25日（休日の場合は、その前営業日）に、あらかじめ監事が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。なお、法令に基づく租税公課の本人負担分等、監事の役員報酬から控除すべき額があるときは、その額を控除して支払うものとする。

- 3 非常勤役員である監事（以下「非常勤監事」という。）に対する役員報酬は日額で定めるものとし、日額は別表3記載のとおりとする。なお、交通費については、第6項による場合を除き、当該日額に含むものとする。
- 4 非常勤監事は、年度初めに年間の業務スケジュールを作成し、これを法人本部長に提出する。前項の役員報酬は、当該スケジュールに基づき実施された監査業務（監査付随業務を含む。）及び理事会・評議員会への出席に対して支給する。なお、本学園が承認した場合及び理事会・評議員会に出席する場合を除き、監査業務は本学園内で行うものとする。
- 5 非常勤監事は、前月16日から当月15日までの間の業務実施日を本学園所定の書式に記載して、当月15日（以下「締切日」という。）までに法人本部長に提出し、本学園は、当該提出された書類に基づき役員報酬の額を算出し、非常勤監事に対し源泉徴収後の金額を締切日の属する月の25日（休日の場合は、その前営業日）に、あらかじめ監事が指定する銀行口座に振り込む方法で支給する。
- 6 非常勤監事が、本学園の指示により外部の監事研修等へ参加する場合は、第3項の役員報酬（業務を行わない移動だけの日は除く。）のほか、旅費（運賃及び宿泊費等）について実費を支給する。

（役員候補者の理事会等陪席の日当）

- 第5条 役員候補者（現に教職員である役員候補者を除く。）がその選任決議に係る理事会又は評議員会に陪席したときは、別表4に定める日当を支給する。なお、日当には会場までの交通費を含むものとする。
- 2 前項の場合、日当は、当日、源泉徴収後の金額を現金で支給する。

（大学公式行事出席の日当）

- 第6条 大学公式行事（入学式、卒業式等）に来賓として非常勤役員が出席した場合は、第3条第2項及び第4条第3項によらず、別表5に定める日当を支給する。なお、日当には、式会場までの交通費を含むものとする。
- 2 前項の場合、日当は、当日、源泉徴収後の金額を現金で支給する。

（費用負担）

- 第7条 役員が役員の職務執行のために負担した費用は、別の規程に定める場合を除き、請求により本学園から当該役員に支払う。

（退任慰労金）

- 第8条 役員に対する退任慰労金は支給しない。

(退任時記念品の贈呈)

第9条 役員が以下により退任する場合、その労に感謝し、就任期間に応じて下記の記念品等を贈呈する。ただし、常勤役員は対象としない。なお、役員がその退任後も本学園の評議員を継続する場合あるいは退任と同時に評議員に就任する場合には、評議員を退任する時点で贈呈する。

- (1) 任期满了
- (2) 辞任(円満であることを要す)
- (3) 死亡

記

就任期間が2年以上4年未満の場合	3万円相当の記念品
就任期間が4年以上6年未満の場合	7万円相当の記念品
就任期間が6年以上の場合	10万円相当の記念品

以上

(端数の処理)

第10条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第11条 本学園は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1. この規程は、2019年4月1日より施行する。
2. この規程の施行に伴い、「学校法人ソニー学園監事報酬規程」及び「役員及び評議員等に対するお車代等に関する規程」は、2019年3月31日をもって廃止する。

附則

1. この規則は、「役員報酬等規程」から名称を変更したうえ、2020年4月1日より施行する。

附則

1. この規則は、2021年4月1日より施行する。

別表 1

常勤理事の役員報酬月額：理事長	金 100,000 円
副理事長	金 60,000 円
常務理事	金 40,000 円
理事	金 30,000 円

別表 2

非常勤役員である理事の役員報酬（理事会への出席 1 回について）：
金 30,000 円（源泉徴収後の金額）

別表 3

非常勤監事の役員報酬日額：金 30,000 円

別表 4

役員候補者の理事会陪席時の日当：金 10,000 円（源泉徴収後の金額）

別表 5

大学公式行事に出席の

- (1) 厚木市内に在住（厚木市内勤務者を含む。）する非常勤役員の日当：
金 5,000 円（源泉徴収後の金額）
- (2) (1) 以外の非常勤役員の日当：金 10,000 円（源泉徴収後の金額）